

大市民消費第 110 号
令和 6 年 2 月 20 日

大阪市消費者保護審議会
会長 家本 真実 様

大阪市長 横山 英幸
(担当:大阪市消費者センター)

大阪市消費者教育推進計画(第2期)の策定について(諮問)

標題について、大阪市消費者保護条例第 33 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ答申賜りますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

大阪市消費者教育推進計画(第2期)の策定について

2 諮問趣旨

大阪市における消費者教育は、令和 5 年 4 月に策定した「大阪市消費者教育推進計画」(以下「計画」という。)により、市の取組みを体系的に整理するとともに、「消費者教育の推進に関する法律」の趣旨と「大阪市消費者保護条例」の理念を踏まえた消費者教育を総合的かつ一体的に推進していますが、令和 6 年度で計画期間が終了いたします。

一方、消費生活をめぐる社会的状況は日々変化しており、ホストクラブにおける不当な勧誘などが社会問題化し、詐欺的定期購入商法については、改正特定商取引法が令和 4 年 6 月 1 日に施行され規制が強化されましたが、被害が後を絶ちません。

こうした消費生活を取り巻く環境の変化を勘案し、消費者被害の未然防止と、合理的な消費行動を行う自立した消費者の育成に向け、また、消費者が生涯を通じて、消費者教育を受けられる機会の提供をめざすため、第 2 期計画の策定にあたり、貴審議会においてご審議いただきたく諮問いたします。

3 答申希望時期

令和 7 年 1 月末